

広報お知らせ版

編集と発行 ● 鶴田町企画観光課 Tel.22-2111 内線 261

「新年を祝う会」開催中止のお知らせ

《企画観光課》

令和三年度の新年を祝う会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止することにいたしました。

開催を楽しみにされていた皆さまにはご迷惑をおかけいたしますが、何とぞご理解のほど、よろしくお願ひいたします。

● 問い合わせ先

企画観光課 まちづくり班
(内線261)

鶴田町結婚新生活支援事業のお知らせ

《町民生活課》

町では、新生活生活に伴う費用の一部を補助します。

対象期間に婚姻・同居された世帯は、補助対象となる場合があります。お気軽にお問い合わせください。

● 補助対象世帯

令和三年一月一日から令和三年十二月三十一日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦で、次の①～③の全てを満たす世帯

① 対象となる住居が町内にあり、申請時において夫婦ともに当該住居地に住民登録を有し、居住していること

② 婚姻届提出日時時点で夫婦ともに三十九歳以下であること

③ 夫婦の直近の所得の合計額が四〇〇万円未満(世帯年収約五四〇万円未満に相当)であること

● 補助内容

令和三年一月一日から令和四年二月二十八日までの転入・転居にかかるとの費用

(一世帯当たり上限三十万円)

・ 住宅賃貸費用・賃料最大二カ月分、敷金、礼金、共益費最大二カ月分、仲介手数料

・ 引越し費用・婚姻を機に引越した場合に、引越・運送業者に支払った費用

● 申込受付期限

令和四年三月十一日(金)まで

※ 先着順のため、予算に達し次第終了

● その他

その他、条件があります。詳細や申請方法・必要書類は直接お問い合わせいただくか、町ホームページをご覧ください。

● 問い合わせ・申込先

町民生活課 ぐらしの窓口班
(内線153)



11月30日(火)は固定資産税4期分、国民健康保険税5期分の納期限です。

—新型コロナウイルス感染症対策について—

町民の皆さま方には、感染防止対策にご協力いただきありがとうございます。

—県知事メッセージの内容—

1. 感染が多数発生している地域との往来は慎重に判断しましょう。
2. 感染リスクが高い場面(普段一緒にいない人との接触など)を避けましょう。
3. 基本的な感染防止対策の徹底を継続しましょう。

◎お互いを守り合う気持ちで、引き続き、ご理解とご協力をお願いいたします。

第三弾鶴田町商店等支援臨時給付金の申請を受け付けています

《企画観光課》

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、特に大きな影響を受けている商店等の事業者の方に対し経済的な支援を直接行い、事業の拡大、継続につなげることを目的に給付金を支給します。

●対象

・鶴田町内に店舗を有し、年間売上額が、令和元年と令和二年を比較して一〇%以上減少している事業者

・第一・二弾鶴田町商店等支援臨時給付金を受給していないこと

※移動可能な販売店、農業法人・団体、政治団体、NPO法人などは対象外です。

●給付額は売上減少率に応じて

個人事業主の場合は上限三〇万円、法人事業主の場合は上限四〇万円を支給します。

●申請方法等詳細

商工会・役場企画観光課窓口設置のチラシか役場ホームページをご確認ください。

- 申請期限
令和三年十二月二十四日(金)
- 問い合わせ・申請先
企画観光課 観光班
(内線264・265)

土地取引には届出が必要です

《企画観光課》

国土利用計画法により、一定面積以上の土地(※①)について、土地売買等の契約(※②)をした場合は、町役場を通して、県に届け出る必要があります。

土地の権利取得者(売買の場合であれば買主)は契約(予約)締結日から二週間以内に鶴田町役場企画観光課へ届けてください。

- ※①
イ. 市街化区域…
二、〇〇〇㎡以上

ロ. イを除く都市計画区域…
五、〇〇〇㎡以上

ハ. 都市計画区域以外の区域…
一〇、〇〇〇㎡以上

※イ、ハについては、鶴田町内において該当はありません。

※個々の面積は小さくても取得する土地の合計が右記の面積以上となる場合には、個々の取引ごとに届出が必要となる場合があります。

- ※②
売買、交換、共有持分の譲渡、事業譲渡(営業譲渡)、譲渡担保、地上権・賃借権の設定・譲渡、予約完結権の譲渡、信託受益権の譲渡、地位譲渡 など

なお、これらの取引の予約である場合も含まれます。

●届出をしないと

届出をしなかったり、虚偽の届出をすると、六カ月以下の懲役または一〇〇万円以下の罰金に処せられる場合があります。

●提出書類、審査内容等詳細

青森県県土整備部監理課ホームページをご覧ください。
(<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/kanri/todokede.html>)

●問い合わせ・届出先

企画観光課 まちづくり班
(内線261)

戦没者遺族相談員について

《町民生活課》

戦没者遺族相談員を次のとおり設置しています。各種援護などに関する相談に応じます。

- 戦没者遺族相談員
成田 朋之(藤崎町)
☎0172-65-2056
- 問い合わせ先
町民生活課 福祉支援班
(内線162)

ヘルプマーク・ヘルプカードについて

《町民生活課》

●ヘルプマークとは

外見では障害があると分からなくても援助や配慮が必要だということを周囲に知らせるためのものです。このマークを見かけたら、電車内で席を譲る、困っているようであれば声をかけるなど思いやりのある行動をお願いします。



ヘルプマーク(赤色)

●ヘルプカードとは

障害のある方が困った時に助けを求めるときのための「手助けが必要な人」と「手助けができる人」をつなぐカードです。このカードの提示

がありましたら、記載されている内容に沿って支援をお願いします。



●配布方法など

対象者は、鶴田町在住で、身体障害、知的障害、発達障害のある方など、援助や配慮を必要としている方です。(障害者手帳の有無は問いません)配布場所は、町民生活課福祉支援班③番窓口です。

申請方法は、「ヘルプマーク・ヘルプカード配布申込書」を窓口へ提出してください。申込書は、窓口準備しているほか、町ホームページからダウンロードできます。

●ヘルプマーク・ヘルプカードの普及啓発について

青森県ではポスターの掲示やチラシの配布、左記ホームページなどによりPRを行い、普及活動に取り組んでいます。

●問い合わせ先

町民生活課 福祉支援班
(内線164)

(<http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/syofuku/herpumaku.html>)

アレコホール 定期演奏会を 開催します

《青森県立美術館》

バリトン歌手と二人のピアノ
ストによる、県立美術館初の歌
をメインとしたコンサートを
開催します。

●タイトル

アレコホール定期演奏会
2021「今、心の歌を。」
一つの声と二つのピアノ
で紡ぐ

●演奏曲

- ・歌劇「フィガロの結婚」より
- ・カルメンファンタジー
- (二台ピアノ編)
- ・ヨイトマケの唄 他

●日時

令和三年十一月二十三日
(火・祝)
開場 午後五時三十分
開演 午後六時

※八月二十八日(土)中止公演
の振替公演となります。

●場所

青森県立美術館アレコホール
(青森市安田字近野一八五
B2F)

●料金

一般二千円／高校生以下千円
(全席指定、前売りのみ)

●申込

チケットサイトカンフエテ
イのWEBまたは電話
(☎0120-240-540)

●詳細

青森県立美術館公演ページ
(www.aomori-museum.jp/ja/event/20210828)
青森県立美術館
☎017-783-5243

「労働委員会 委員による労 働相談会」を開 催します

《青森県労働委員会事務局》

個々の労働者と事業主との
間に生じた労働問題(解雇・賃
金引き下げ・長時間労働・パワ
ハラなど)について、青森県労
働委員会委員が相談に応じま
す。

●日時

令和三年十一月二日(火)
午後一時三十分
～三時三十分

十一月二十一日(日)
午前十時三十分
～十二時三十分

十二月十四日(火)
午後一時三十分

～三時三十分

十二月十九日(日)
午前十時三十分

～十二時三十分

●場所

青森県労働委員会

(東奥日報新町ビル四階)

●対象者

県内の労働者・事業主

●対応者

青森県労働委員会委員

※青森県労働委員会とは

青森県の行政機関の一つ。労
働問題について専門的知識
を持つ、公益委員(弁護士等)、
労働者委員(労働組合役員
等)、使用者委員(会社経営者
等)で構成されており、中立・
公正な立場で労働問題を解
決する。

●その他

- ・費用無料、秘密厳守
- ・随時受付(予約優先)
- ・新型コロナウイルスの感染拡
大防止のため、相談時の検温
の実施、連絡先の確認、マス
クの着用、手指のアルコール
消毒等の対応をお願いいた
します。

●問い合わせ先

青森県労働委員会事務局
☎017-734-9832
ホームページ
(<https://www.pref.aomori.lg.jp/sangyo/job/roi-sodanikai.html>)

タブレット(iPad)の使い方を学んでみよう



町では、ICTの活用・普及のため、人財育成講座「タブレット教室」を開催します。

5日間の講座を通じて、タブレットの基礎から応用まで学び、デジタルが苦手な方(高齢者や障害者など)に基本操作を教えられるレベルを目指します。受講期間中はタブレットの貸し出しもを行いますので、タブレットをお持ちでない初心者の方もぜひご参加ください。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況などにより、日程や内容を変更する場合があります。

●開催日時：12月10日(金)、12月17日(金)、1月6日(木)、1月13日(木)、1月20日(木)
・午後6時00分～8時00分(各回共通)

●開催場所：鶴田町国際交流会館2階 202会議室

●実施内容：iPadの基本知識・操作方法/アプリで創作・表現の実践/シニアや障害者の特性 など

●対象者：町民及び町内に通勤・通学する方 ※原則として5回全てに参加できる方

●受講料：無料

●定員：10名 ※申込多数の場合は先着順です。受講が決まった方には別途通知します。

●申込み方法：下記窓口へ直接またはお電話にてお申込み下さい。

・申込の際は、「住所・氏名・年齢・電話番号・iPadの有無」をお知らせください。

・定員に達するまで随時申込を受け付けします。

・受付時間は、平日午前8時30分～午後5時です。(土曜・日曜・祝日を除く。)

●問い合わせ・申込先：企画観光課 まちづくり班 ☎0173-22-2111 (内線 263)

令和3年



町の保健だより



連絡先：健康保険課 健康長寿班（内線 131～136）



ハズしくじなし！「お楽しみ抽選会」のお知らせ



毎年いのちのまつり期間中に開催していた「お楽しみ抽選会」について、昨年度は開催中止となりましたが、今年度は新型コロナウイルス感染症対策に留意した上で、3日間開催します。みなさまのお越しをお待ちしております。

★日 時：11月19日（金）、20日（土）、21日（日） 午前9時～午後4時

★時 間：豊明館

★対象者：町の健診や保健事業で配付した令和2年度及び令和3年度のお楽しみ抽選券をお持ちの方



抽選券1枚につき1回抽選できます。健康グッズなどの景品が盛りだくさんです！！

各回（各日午前・午後の計6回）につき当選確率は同率です！

新型コロナウイルス感染症対策について

○人との距離や換気を心がけましょう。 ○手洗い・マスクの着用などを徹底しましょう。

○一人ひとりの行動が感染防止につながりますので、ご協力をお願いします。

《感染について心配な方》

・厚生労働省電話相談窓口

TEL 0120-565653

・受診・相談センター（五所川原保健所） TEL 0173-34-2108

《健康面・予防方法について心配な方》

・県コールセンター TEL 0120-123-801

・役場 健康保険課 TEL 22-2111

新型コロナワクチン接種に関するお知らせ

★町のワクチン接種は、満12歳以上*の方まで予約を受付しています。

※現在、令和3年11月17日時点で12歳となる方へ接種券を発送しています。11月18日以降にお誕生日を迎える方には順次発送し、予約開始日・接種日等をお知らせします。

★現在、医療機関での個別接種のみ予約可能です。接種を希望される方は早めのご予約をおすすめします。

◎予約・相談専用電話 TEL 0173-22-6001（平日 午前9時～午後4時30分）

※LINE、webサイトでの予約は行っておりません。

各種行事について

会場内の換気、人と人との適切な間隔確保、来場者の検温や体調確認、従事者のマスク着用、手洗い・手指消毒の徹底など感染症対策に留意した上で開催します。

発熱や咳などの風邪症状、だるさ（体調不良）等がある場合は、参加を控えてくださるようお願いいたします。また、来場する際はマスクを着用してくださるようご協力をお願いいたします。

介護予防事業

ヨガ、フラダンス、ココリラ体操、青竹ピクス、ノルディック・ウォークを開催します。

詳細は別紙チラシをご覧ください。

からだ すっきり！ さっぱり！ 健康運動教室

★開催日・対象地区 ※密集・密接を防ぐため、行政区ごとに参加できる日を指定します。

<11月8日（月）、18日（木）>

稲元、米元、掛元、稲川、桂井、田の尻、尾原、前中野、後中野、木筒、間山、野木、大巻、新田子、亀田、強巻、派立、寺町、仲町、本町、駅前通り、田中町、桜町、鶴寿団地

<11月11日（木）、15日（月）>

富士見町、公園通り、文化通り、菖蒲川、鶴泊、大性、山道、中野、胡桃館、境、松倉、横蒔、沖、東瀬良沢、西瀬良沢、鷹ノ尾、駅東町、相原町、みどり町、あさひ町

★場 所：鶴遊館 ★時 間：午前10時～11時（受付9時30分～）

*申込み不要です。

*運動できる服装でおいでください。

※会場には9時30分以降にお越しください。ご協力をお願いします。

*お茶、お水、タオルなどをお持ちください。



「傾聴サロン」でほっこり、すっきりしませんか

鶴田町傾聴ボランティア養成講座修了生による「つるりんの会」が、あなたのお話をじっくりと聴きます。

お話した内容の秘密は厳守します。安心してお越しください。

★日 時：11月1日（月）、15日（月）午後1時～3時

★場 所：鶴遊館 栄養指導室



11月は児童虐待防止推進月間です

児童相談所全国共通ダイヤル ☎189(いちほやく)

※児童虐待かもと思ったらすぐにお電話ください。匿名で行うことも可能です。内容や連絡者に関する秘密は守られます。